第7号 進路指導部 R4. 11. 1





## 3年生は進路手続きが始まります!



個別面談も終わり、進路の方向性が決まったでしょうか?企業様より、嬉しい内容の報告も届いております。今後、福祉就労、一般就労ともに色々な手続きが始まります。第4号でも説明しておりますが、今後の具体的な流れをお知らせしたいと思います。

## 福祉就労の場合

① | | 月 | 0日(木)までに、お住まいの各市町村福祉課に施設の利用申請を行ってください。これ以降に申請した場合は、優先順位に影響が出ますのでご注意ください。

## ●申請手順●

- ・学校で配付された書類に、必要事項を書き込み、第 | 希望から第 3 希望の事業所名を記入するとともにサービス名を指定します。(就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型など)
  - また、書類の裏面の「個人情報の取り扱いについて」をよく読んでいただき、生徒本 人が同意書の欄に署名をします。
- ・保護者が各市町村福祉課に**事前に予約を入れ、指定された日に書類を持って窓口へ訪** 問し、手続きを行います。
- ② | 2月中旬頃から | 月中旬頃までに、各市町村より希望した施設の利用が可能かどうか連絡が入り始めます。
- ③第 | 希望が利用可能あれば、「相談支援事業所」にサービス利用計画を立ててもらうことになります。相談支援事業所を初めて利用するご家庭は、各市町村の福祉課で「計画相談の相談支援を利用したいので、相談支援事業所を教えてほしい」と伝えてください。そうすると、話が進みやすくなります。
  - ※昨年、一昨年は、全員が第 | 希望の事業所へ行くことができましたが、人気が集中してしまった事業所によっては、受入人数がオーバーしてしまい利用できない生徒も出る場合があります。その際、待機するか第 2 希望へ行くか選択をしなくてはならないこともあることをご承知おきください。

## 一般就労の場合

- ①学校指定の求人票が学校に届き、本人、保護者に見てもらい内容の確認と応募の意思を確認します。
- ②応募の意思が確認できたら書類を整えて応募します。生徒が用意する物は履歴書のみとなります。履歴書の指導は学校で行います。
- ③企業様が書類を確認し、選考日時、選考方法、参加者等、学校が確認し保護者に連絡しま す。
- ④面接練習を学校にて行います。流れとしては、担任指導→進路指導主事指導→校長面接を受けて、選考日を迎えます。
- ⑤合格すると内定通知書が学校に届きます。その後の入社手続きは、学校を通して案内される場合と、直接本人に案内が来る場合とがあります。ご家庭に案内が届いたときに、不明な点などがありましたら学校に連絡してください。
- ⑥2月 | 3日(月)~2月 | 7日(金)に就業先研修を行います。内容は、就業体験実習と同じですが、実施しない企業様もあります。
  - ※卒業後の就業開始日は、4月1日が基本となっております。令和5年度は暦の関係で、 4月3日(月)になるかもしれません。